

虐待防止のための指針

1 施設・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

| 区分 | 内容 | 具体例 |
|-------|--|---|
| 身体的虐待 | 暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為 | <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰服用させたりして、身体拘束、抑制をする等 |
| 心理的虐待 | 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える事 | <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗を嘲笑する、それを人前で話すなどにより恥をかかせる・怒鳴る、ののしる、悪口を言う・侮辱を込めて、子供のように扱う・話しかけているのを意図的に無視する等 |
| 性的虐待 | 本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要 | <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する・キス、性器への接触、セックスを強要する等 |
| 経済的虐待 | 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する事 | <ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の自宅等を本人に無断で売却する・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等 |
| ネグレクト | 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている事 | <ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている・水分や食事を十分に与えられていない事で空腹状態が長時間にわたって続く、脱水症状や栄養失調の状態にある・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限するなどして使わせ |

2 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および新規採用時に実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修については、ジョブメドレーアカデミーを利用し電磁的記録等により保存します。

3 施設・事業所内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

- ① 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、虐待防止担当者もしくは虐待防止責任者（管理者）、更には、行政機関の担当窓口へ報告します。
- ② 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った当人に事実確認を行い、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- ③ 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な措置を講じます。
- ④ 上記の対応を行ったにもかかわらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町の窓口等外部機関に相談します。
- ⑤ 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ⑥ 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町の行政機関に報告します。

4 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。また、緊急性の高い事案の場合には、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、必要に応じて利用可能な成年後見制度について説明し、求めに応じ、適切な窓口を案内する等の支援を行います。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者や家族等が自由に閲覧できるように、施設・事業所内に常設し、また、ホームページに公表します。

7 その他虐待防止の推進のために必要な基本方針

「3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則

本指針は、令和4年10月1日より施行する